

別紙

【令和6年12月 期末・勤勉手当の支給について】

- 1 支給日 令和6年12月10日(火)
- 2 支給割合 (平均支給割合)

令和6年12月期末・勤勉手当支給割合表

区分	期末手当		勤勉手当		合計
	在職期間	支給割合	勤務期間	平均支給割合	
一般職	6箇月	1.225 月分 ( 1.025 月分)	6箇月	1.025 月分 ( 1.225 月分)	2.25 月分 ( 2.25 月分)
特別職	6箇月	1.70 月分	—	—	1.70 月分

( )については、特定幹部職員(部長級及び次長級)の支給割合

※ 一般職(特定幹部職員を含む)の期末手当及び勤勉手当は、昨年の人事委員会勧告を受けて年間支給割合の引き上げや平準化を行ったことにより、昨年12月(改定前)に比べて、それぞれ0.025月の増となっています。

なお、本年12月議会において、人事委員会勧告に基づき、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月引き上げる条例案を上程しており、議決された場合には後日差額が支給されます。

※ 知事、副知事の期末手当の支給割合は、国の特別職に準じ、支給割合の引き上げや平準化を行ったことにより、昨年12月(改定前)に比べて、0.05月の増となっています。

また、知事及び副知事の期末手当の支給額については、県の財政状況を考慮し、支給割合表に基づき算出した額から6%カットした額となります。

なお、知事及び副知事についても、期末手当を0.05月引き上げる条例案を上程しており、議決された場合には後日差額が支給されます。(議員等の期末手当についてもこの条例を準用しているため、議決された場合には後日差額が支給されます。)

3 勤務成績による勤勉手当の支給割合の区分

勤勉手当の平均支給割合は、1.025月分(特定幹部職員1.225月分)ですが、評定期間中(R6.6.2~R6.12.1)の職員の勤務成績に応じて、下表のとおり支給割合を区分しています。

区分	勤務期間	課長級以下の職員	特定幹部職員
特に優秀	6箇月	1.295月分	1.495月分
優秀	6箇月	1.145月分	1.345月分
標準	6箇月	0.995月分	1.195月分
特に不良	6箇月	0.855月分	1.055月分

○支給総額

	支給額
知事部局職員	3,091,631,142 円
教育関係職員	7,823,279,849
警察関係職員	2,063,290,877
小 計	12,978,201,868
知 事	2,919,706
副 知 事	2,292,331
議 長	2,341,750
副 議 長	1,996,650
議 員 (40人)	74,593,365
小 計	84,143,802
支給総額	13,062,345,670

○一般職員

	人 員	支 給 総 額	対前年比	一人当たり平均額	対前年比	平均年齢
知事部局職員	3,922 人	3,091,631 千円	103.92 %	788,279円	103.47 %	43才10月
教育関係職員	9,478	7,823,280	103.58	825,415	104.08	42才1月
警察関係職員	2,481	2,063,291	103.69	831,637	104.11	39才10月
合 計	15,881	12,978,202	103.68	817,216	103.93	42才2月

※ 金額については税込みの額です。

※ 令和2年度から会計年度任用職員制度が導入され、令和2年度から期末手当が、令和6年6月期から勤勉手当が支給されています。

令和6年12月期の期末手当の支給割合は1.225月分、勤勉手当の平均支給割合は、1.025月分です。

令和6年12月期の知事部局・教育・警察の支給総人数は1,380人、支給総額は449,135,653円です。

(いずれも上表の外数)

◎特別職

	期末手当	対前年比	共済掛金	所得税	差引支給額	備 考
知 事	2,919,706 円	103.03 %	287,250 円	860,076 円	1,772,380 円	
副 知 事	2,292,331	103.03	20,187	742,354	1,529,790	
議 長	2,341,750	103.03		765,096	1,576,654	令和6年12月1日に議長の職にある者の支給額
副 議 長	1,996,650	103.03		570,802	1,425,848	令和6年12月1日に副議長の職にある者の支給額
議員1人当たり	1,864,834 (1,898,050)	101.23 (103.03)		501,821 (510,813)	1,363,013 (1,387,237)	議長、副議長を除く議員1人当たり平均額

※ 知事及び副知事については、期末手当6%カット後の金額です。

※ 議員1人当たり欄の〈 〉内は、令和6年9月3日就任の議員1人を除いた金額です。

令和6年9月3日就任の議員の期末手当については、支給割合が3割となっています(在職期間が3か月未満のため)。